

(1) 除染費用について<項目12>

平成24年3月16日、原子力損害賠償紛争審査会による「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」の第4除染等に係る損害について（指針）Iにおいて、本件事故に由来する放射性物質に関し、必要かつ合理的な範囲の除染等（中略）を行うことに伴って必然的に生じた追加的費用、減収分及び財物価値の喪失・減少分は、賠償すべき損害と認められるとされております。

今後は中間指針第二次追補を遵守し、除染費用について賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

弊社事故に由来する放射性物質の除染につきましては、基本的には「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」といいます。）にもとづき進められると考えており、それらに係る費用は同法にもとづき国の財政上の措置が講じられるものと認識しております。

同法に該当しない除染費用につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が示した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（平成23年8月5日）」（以下「中間指針」といいます。）や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応させていただきたいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。

以上

(2) 最終処分場埋立容量の圧迫について<項目3>

最終処分場の埋立容量について、既存施設の利用ということから、貴社は賠償金の対象外としている。

貴社は放射性物質対応として増加した覆土購入については賠償に応じているにもかかわらず、増加した覆土により埋立容量が圧迫されたことについては「既存設備の減価償却相当額に該当し、本件事故に伴う実際の支出はなく、かつ相当因果関係の認められる損害としては認められないことから、賠償の対象外」としている。放射性物質対応として増加した覆土により最終処分場の使用期限を決定する埋立容量を圧迫しているという実情も考慮し、今後は、中間指針を遵守し、相当因果関係に基づいて、埋立容量についても賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

弊社事故による「原子力損害」として弊社が負うべき責任の範囲は、一般の不法行為に（民法709条）にもとづく損害賠償と同様に、弊社事故と「相当因果関係の認められる損害」になります。

相当因果関係とは「弊社事故が起こらなかつたら必要無かつたものである。」という因果関係だけではなく、これに加えて「弊社事故により当該損害が生じるのが合理的かつ相当である。」と判断される範囲が、「相当因果関係の認められる損害」として賠償の対象となります。

弊社事故における「相当因果関係の認められる損害」は、中間指針を踏まえ、合理的理由にもとづき出された、弊社事故に起因して公示された政府指示等（以下「政府指示等」といいます。）により地方公共団体さまが実施せざるを得なかつた対策等に係る必要かつ合理的な範囲の費用が、該当するものと考えております。

「最終処分場埋立容量の圧迫」に係るご請求につきましては、追加的な支出が発生していることが確認できないことから、弊社事故と「相当因果関係の認められる損害」に該当しないと判断し、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきました。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上

(3) 市の主体的かつ自立的な判断により要した費用の賠償について<項目1>

平成23年3月21日から22日までの降雨で、江戸川表流水の放射性物質の濃度が一時的に上昇したことにより、22日に北千葉広域水道事業団北千葉浄水場で採取した水から、成人の暫定規制値300ベクレル/kgを超える放射性ヨウ素336ベクレル/kgが検出されたことが、29日に北千葉広域水道事業団から発表された。このため、本市では、市民の安全・安心を確保するため、3月31日から4月24日までの降雨時において地下水のみの運用に切り替えた。

本市は、地下水のみの運用に係る費用差額について、貴社に損害賠償を請求したが、貴社は、政府から受水制限の指示がなかったことを理由に、賠償の対象外とした。

貴社は賠償の要件として政府指示等の有無をあげているが、各自治体は、政府指示がなくても、主体的かつ自立的な判断により、放射線対応業務を実施している。

当該損害は、貴社事故に起因して生じたことが合理的かつ相当であり、貴社事故と相当因果関係が認められる。

政府指示にもとづくものでなくても、貴社事故により実施を余儀なくされた対策に要した費用を賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただきます。

こうした考え方にもとづき、ご質問いただいた「地下水のみの運用に係る費用差額」につきましては、その実施方法に地方公共団体さまのご裁量による選択の幅が大きく、かつ政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた費用と確認できないため、賠償の対象外とさせていただきたいと考えております。

なお、お示ししている賠償の考え方については、賠償金のお支払いの範囲となる「原子力損害」に該当するか否かについてであって、地方公共団体さまの主体的かつ自立的なご判断による政策の実施に何ら疑義を申し述べるものではございません。

何卒、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上

(4) 時間外職員人件費の賠償対象業務の範囲について<項目 1 >

本市では、放射線対応業務の時間外職員人件費 1,506,160 円の損害賠償を貴社に請求した。しかし、貴社は、そのうち乳児に対する水道水の摂取制限期間（平成 23 年 3 月 23 日から 26 日まで）以外に、関係各所との連絡調整や、市民への広報周知に要した時間外職員人件費 453,400 円については、政府指示等にもとづき負担を余儀なくされた費用と確認できないことを理由に、賠償対象外とした。

これらの放射線対応業務の時間外職員人件費は、貴社事故に起因して生じたことが合理的かつ相当であり、貴社事故と相当因果関係が認められる。

政府指示にもとづくものでなくても、貴社事故により要した人件費を賠償対象とすべきではないか。

[ご回答]

賠償金のお支払い対象といたしましては、弊社事故に関する法令もしくは政府による指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた職員対応費のうち、必要かつ合理的な範囲となります。

具体的には、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を地方公共団体さまの職員さまが実施されたことにより、追加的な負担が発生し、その事実（業務の実施、損害の発生）とその関係（業務の実施により損害が発生したこと）を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。

「関係各所との連絡調整や、市民への広報周知に要した時間外職員人件費」につきましては、法令および政府指示等にもとづき実施や負担を余儀なくされた費用であると認めることは困難であり、かつその実施方法に地方公共団体さまの裁量による選択の幅が大きいため、賠償金のお支払いの対象外とさせていただきます。

何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上